

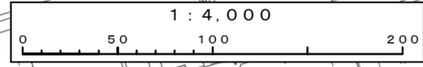
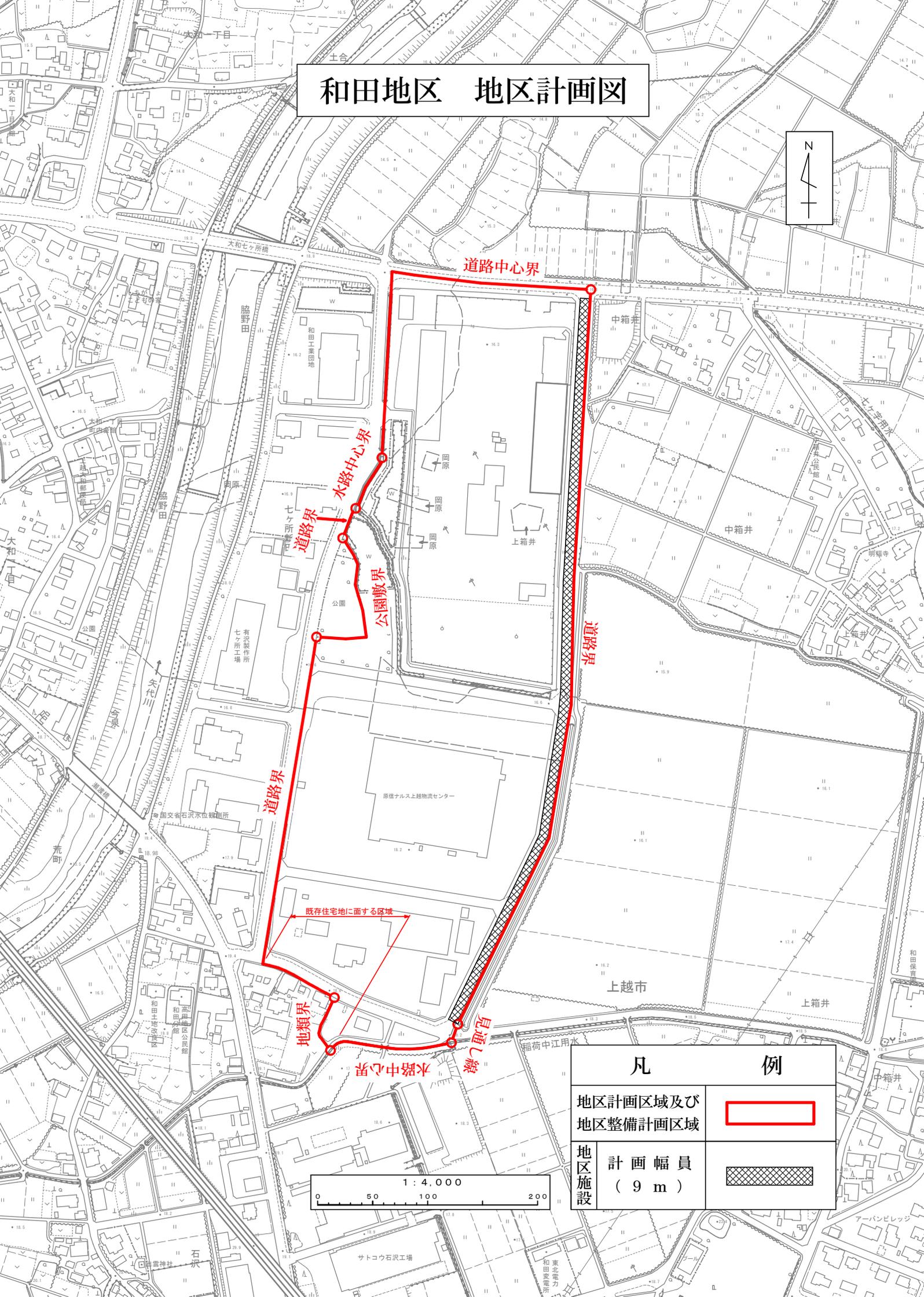
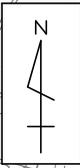
23. 和田地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

名 称		和田地区 地区計画
位 置		上越市大字中箱井、大字上箱井、岡原、大字七ヶ所新田、大字石沢
面 積		約 14.0 ha
区域の整備、 開発及び保全の 方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市街化区域の用途不適格工場や市街化調整区域の工場及び新幹線建設に伴う移転企業を受け入れる工業団地としての整備を目的とする。</p> <p>このため、建築物等の適正な誘導を積極的に推進し、用途の混在等による環境悪化等を未然に防止しながら、製造業及び運輸業等を誘導する。</p>
	土地利用の方針	製造業及び運輸業等の立地を適正に誘導する。
	地区施設の整備の方針	工業団地としての機能を確保するため、地区内の道路を適正に配置する。
	建築物等の整備の方針	良好な工業団地の形成を図るため、建築物等の用途を適正に制限するとともに、壁面の位置等を定める。また、住宅地に隣接する敷地については、植栽帯を設置する。
地区整備計画	面 積	約 14.0 ha (工業地域)
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)専用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿（当該区域に存する事業所の敷地又は隣接地における当該事業所のための社員寮の建築物は除く。）</p> <p>(2)畜舎</p> <p>(3)建築基準法、別表第二（い）項第六号に掲げるもの</p> <p>(4)建築基準法、別表第二（は）項第四号に掲げるもの</p> <p>(5)建築基準法、別表第二（に）項第五号に掲げるもの</p> <p>(6)建築基準法、別表第二（ほ）項第三号に掲げるもの</p> <p>(7)建築基準法、別表第二（わ）項第六号に掲げるもの</p> <p>(8)建築基準法、別表第二（わ）項第七号に掲げるもの</p> <p>(9)建築基準法、別表第二（わ）項第八号に掲げるもの</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものは除く。）の敷地面積の最低限度は、500 m ² とする。
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の外面から敷地境界線までの距離は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)区画道路に面する側は、道水路境界線より 2.0m 以上</p> <p>(2)隣地境界線より 1.5m 以上（住宅地側に隣接する場合は 3.0m 以上。）</p>
	地区施設の配置及び規模	道路（区画道路）：幅員 9m 延長 700m

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

和田地区 地区計画図



凡 例	
地区計画区域及び 地区整備計画区域	
地区施設 計画幅員 (9 m)	